

福井県建設工事における週休2日実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福井県発注の建設工事において、受注者の働き方改革を進め担い手確保を図るため、週休2日の普及・実現に向け、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 完全週休2日工事：「土曜日および日曜日に現場閉所を行ったと認められる状態」とする。
- (2) 週休2日工事：「土曜日・日曜日に限定せず、毎週2日以上現場閉所を行ったと認められる状態」とする。悪天候のため現場閉所している日も休日として取り扱う。
- (3) 現場閉所：「現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所される状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検作業等の現場管理上必要な作業等を行う場合を除く。」とする。
- (4) 対象期間：工事に着手した日から工事完成日までの期間をいう。
- (5) 対象外の期間：以下の期間は、対象外とする。
 - ・工場製作のみ（現場で作業を行っていない）の期間
 - ・緊急的な対応（関係機関の対応および災害等）が必要な期間
 - ・その他、現場条件等により監督職員が対象外と認めた期間

(対象工事)

第3条 福井県発注の建設工事において、随意契約および下記事項に該当する工事を除く原則全ての工事を対象とする。

- ・緊急性の高い工事（災害に伴う緊急工事）等
- ・現場作業日数が5日以下となる工事等

(実施方法)

第4条 次の各号のいずれかの工事により実施する。

- (1) 「完全週休2日工事」
入札公告および設計図書に「完全週休2日の実施をする工事である」と明示し実施する工事
- (2) 「週休2日工事」
入札公告および設計図書に「週休2日の実施をする工事である」と明示し実施する工事

(発注方法)

第5条 入札段階（入札公告および設計図書）において、『完全週休2日工事』または『週休2日工事』の対象である旨を明記する。

- 2 受注者は、契約後、発注者が指定する方法により対象とする全ての期間において、現場閉所する旨を明記した施工計画書を監督職員に提出し、確認を受ける。

(週休2日の積算方法)

第6条 当初設計時において、単価等に設計図書に定める補正係数を乗じた積算を行う。

なお、補正係数は、完全週休2日工事および週休2日工事で別に定めるものとする。

- 2 完全週休2日工事として発注された工事において、完全週休2日は未達成であるが週休2日を達成した場合は、週休2日工事の補正係数に変更するものとする。また、完全週休2日および週休2日が未達成となった場合は、前項の補正係数を乗じない単価等で減額変更する。

ただし、工事期間内（準備、後片付けを除く現場における稼働期間）の3割以内の週で、週2日の現場閉所が未実施となった場合でも、完全週休2日工事においてはその代替日を同一週内で、また週休2日工事においてはその代替日を工事期間内で受注者が任意に選定し、現場閉所が実施できれば「達成」と見なし、工事費を減額変更しない。なお、達成基準を判定する週の単位（「同一週」の定義）は、月曜日から日曜日を基本とする。

- 3 週休2日工事として発注された工事において、完全週休2日を達成した場合であっても、完全週休2日工事の補正係数に変更は行わないものとする。

（発注者および受注者の責務）

第7条 発注者（監督職員）は、適切な工期設定を行うとともに、受注者の工程管理に支障をきたさないように、ワンデーレスポンスに努める。

- 2 受注者は下請け企業に対し、週休2日の取組みにあたり必要な事項について協力を求める。
- 3 受注者が月報に虚偽の記載を行う等、明らかに悪質な行為を行った場合には、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく措置等を行う。

（履行確認方法）

第8条 受注者は、実施状況を記載した月報等を監督職員に提出し、履行状況の確認を行う。

（工事看板）

第9条 受注者は、週休2日対象工事であることを、工事看板に明記すること。（別紙工事看板表示例を参照）

（その他）

第10条 この要領に定めのない事項またはこの要領の規定によりがたい事項については、発注者が必要に応じて別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和 2年4月1日から施行する。

この要領は、令和 6年7月15日から改定する。

この要領は、令和 7年7月15日から改定する。

この要領は、令和 8年4月1日から改定する。